

旧協定の締結の経緯

- ・公害防止及び環境保全に関する協定
昭和40年代ごろ～
工業団地等の整備に伴うもの

・締結企業数

- 穴田
- 暁
- 暁西
- 水野準工
- 山の田・坊金町
- その他

合計

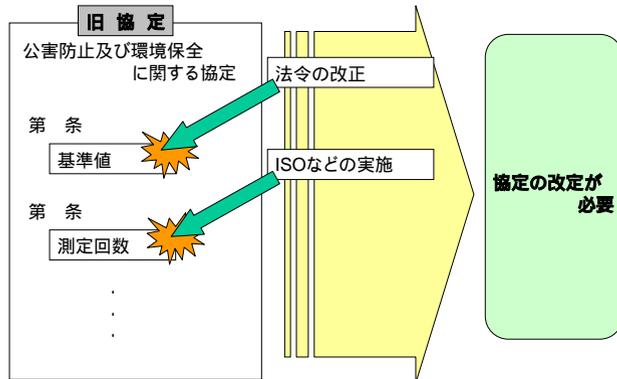
新協定について

・根拠

瀬戸市環境基本条例（平成13年条例第10号）
（協定の締結）
第11条 市は、環境の保全及び創造に関し、特に必要があると認めるときは、事業者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結することができる。

瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定取扱規程（平成20年告示第14号）
（締結すべき企業）
第5条 環境保全協定を締結すべき企業は、次の各号に掲げる地域に適用事業所を設置又は設置しようとする企業とする。
（略）

旧協定から新協定へ



旧協定から新協定へ

